

第 11 回大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

平成 31 年 1 月 18 日 (金)

10:00~11:51

於：此花会館

3階 大ホール

第 11 回 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について
 - (2) 環境モニタリング調査について
 - (3) P C B 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組
 - (4) その他
4. 閉会

○棚橋係長（司会）

定刻となりましたので、ただいまから「第 11 回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会」を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々をはじめ皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入りますまで、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループの棚橋でございます。よろしくお願いいたします。

部会の開催に当たりまして、傍聴者の皆様方には、あらかじめお配りしました遵守事項に従って、お静かに傍聴していただきますように、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、事務局の大阪市を代表しまして、大阪市環境局環境管理部長の徳本からご挨拶をさせていただきます。

○徳本部長（大阪市）

皆様、おはようございます。大阪市環境局環境管理部長の徳本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、有識者の皆様、それから、環境省の方々をはじめ関係者の皆様には、お忙しい中、本部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素は本市の環境行政各般にわたりまして、ご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりいたしまして厚くお礼申し上げます。

この監視部会でございますが、例年、ご案内のとおり、年 2 回開催させていただいておりますが、今年度につきましては、本市担当部署の業務が輻輳する事態がちょっとございまして、本日 1 回のみ部会となろうかと思われま。来年度以降は、例年どおり開催したいと存じますので、何とぞご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、皆様方もご案内のとおり、近畿 2 府 4 県内の PCB 廃棄物につきましては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCO の大阪 PCB 処理事業所におきまして、平成 18 年 10 月の操業開始以降、処理をしているところでございますが、これまで、有識者の皆様方から貴重なご意見やご指導をいただきますとともに、関係者の皆様方のご理解、ご協力によりまして、事業は順調に、また、安全かつ適正に進められているところでございます。

しかしながら、大阪 PCB 処理事業所の計画的処理完了期限、これが平成 33 年度末に迫ってくる中、現在もなお、高濃度 PCB 廃棄物の処分を委託していない事業所、あるいは、高濃度 PCB 使用製品を使用しておられる事業所も存在しているようでございます。この完了期限まで間もなく 3 年を切るということになりまして、期限内処理の達成というのは容易な状況ではございません。

本市は、大阪 PCB 処理事業所の地元であります此花区民の皆様方に対しまして、これまで、処理期限を遵守し、処理期限の再延長はないということを説明してきております。また、大阪 PCB 処理事業所におきましても、当然、処理能力に限りがございますことから、一度に大量の高濃度 PCB 廃棄物を処理できるというわけではございません。そうしたことから、JESCO におかれましては、今後も引き続き、計画的な搬入、それから確実な処理を行っていただいて、高濃度 PCB 廃棄物の処理が滞ることのないようお願いをいたします。

また、本市といたしましても、今後とも、大阪 PCB 処理事業所の計画的処理完了期限までに処理が完了できますように、高濃度 PCB 廃棄物及び PCB 使用機器を使用、保管しておられる事業者に対しまして指導、これを強化いたしますとともに、本日お集まりいただきました近畿 2 府 4 県 16 市を含めた関係地方公共団体、あるいは電気保安関係団体をはじめとした事業者団体などとの連携、協力をさらに強化いたしまして、完了期限内に一日でも早く、確実かつ適正に処理が完了するよう努めてまいり所存でございます。

そうしたことのためには、大阪 PCB 処理事業所が行う PCB 廃棄物の処理状況などの情報を、この部会におきまして公開するということによりまして、地元の皆様方をはじめとした関係者のご理解を深めていただくということが大変重要であると考えてございまして、PCB 廃棄物の拠点的広域処理には不可欠なことになると考えております。

そうした意味から、当部会は、客観的な立場から、事業の安全性が確保されているということを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても重要な役割を果たしているものと考えております。

なお、本日の議題でございますが、1 つ目に、大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について、2 点目といたしまして、環境モニタリング調査について、3 点目といたしまして、PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組について、その他となっております。

最後になりますが、本日の監視部会におきましていただきましたご意見を踏まえまして、PCB 廃棄物の適正処理、あるいは周辺地域の環境保全、施設の安全確保に努めてまいりたいということを申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○棚橋係長（司会）

続きまして、本日は、環境省 環境再生・資源循環局から川越企画官及び環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課から亀井課長補佐に、また、環境省近畿地方環境事務所からもご出席いただいております。それでは、ご挨拶をいただきたいと思います。

○川越企画官（環境省）

おはようございます。環境省 環境再生・資源循環局で企画官をしております川越と申します。よろしくお願いたします。

皆様におかれましては、日ごろより PCB 廃棄物の処理の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

PCB 廃棄物の処理につきましては、先行する JESCO 北九州事業地域では、昨年度末に、変圧器・コンデンサ等の処分期間が終了し、本年度は、年度末の計画的処理完了期限の達成に向けまして、いまだ処分委託をしていない事業者への行政処分等の取り組みを、今、鋭意進めさせていただいているところでございます。

JESCO 大阪 PCB 処理事業所におきまして、処理する変圧器・コンデンサ等につきましては、処分期限を 2020 年度末、2021 年 3 月末ということになるかと思えます。今後も、北九州事業地域の取り組みも参考としながら、残された時間を意識して、早期処理に向けた取り組みを引き続き計画的に進めていきたいと考えてございます。

環境省におきましても、後ほどご説明させていただきますが、地方環境事業所の体制強化ですとか、あと、テレビ CM による広報の強化など、そのような取り組みをぜひ行っていきたいと思っておりますが、引き続き、関係者の皆様と連携しつつ、安全確保を大前提として、PCB 廃棄物の処理が一日も早く進むよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日の部会におきましても、皆様からさまざまなご意見を頂戴することで、大阪 PCB 処理事業所の安全確保の徹底はもちろんですが、PCB 廃棄物の期限内処理の達成に向けたさらなる取り組みの推進につなげていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○棚橋係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。皆様、お手元に配られております資料のほうをご確認していただきたいと思えます。まず、議事次第でございます。1 枚物でございます。次に、出席者名簿、裏表 1 枚物でございます。本日、杉本先生におかれましては、所用によりご欠席ということでございます。また、兵庫県の岸本副課長でございますけれども、こちらも欠席となっております。最終的な出席者名簿に関しましては、事務局のほうで取りまとめをさせていただきます準備させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、資料の確認に戻らせていただきますけれども、配席図でございます。次に、左肩ホッチキスどめで右肩に資料 1-1 と書いてございますけれども、「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」でございます。続きまして、これも左肩ホッチキスどめでございますけれども、右肩に資料 1-2 「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」でございます。続きまして、右肩、資料 2 と打ってございますけれども、議題 (2) に係ります本市の資料といたしましてですけれども、資料 2 「平成 30 年度環境モニタリング調査について」という資料でございます。次が、最後でございますけれども

も、右肩、資料3「PCB廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組」となっておりますのが環境省様の資料でございます。本日の資料は以上でございます。資料の配付漏れはございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

部会長であります大阪市の谷野産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので、谷野課長、よろしく申し上げます。

○谷野課長（大阪市）

おはようございます。当 PCB 監視部会の部会長をさせていただいております大阪市環境局産業廃棄物規制担当課長の谷野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

初めに、当 PCB 監視部会の目的、経緯につきまして、少し説明したいと思います。

JESCO 大阪事業所の PCB 廃棄物処理施設の安全な操業を進めるために、当初、地元であります大阪市の、平成 15 年に大阪市の PCB 廃棄物処理事業監視委員会を設置いたしまして、JESCO の施設の計画段階から、有識者の皆様のご助言、ご指導をいただきながら施設の安全操業に努めてきたところでございます。また、JESCO の処理状況の進捗状況についても、この委員会の場で公表いたしまして、透明性の高い事業運営を確保してきたところでございます。

そうした中、平成 25 年には、JESCO 大阪事業所の事業エリアでございます近畿圏内の関係自治体の皆様が参加する形で、近畿ブロックの産業廃棄物協議会の PCB 部会という形で開催することになりました。本日は、その近畿ブロックの部会としての開催として第 11 回目ということになります。

それでは、議題（1）にあります大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について、JESCO さんのほうから説明をお願いしたいと思います。JESCO の資料のほうがボリュームが多うございますので、まず、前半と後半に分けて説明していただきたいと思っております。では、よろしく申し上げます。

○青木所長（JESCO）

了解いたしました。皆さん、ご安全に。JESCO でございます。本年も、処理施設、無事故、無災害、安全第一で PCB の処理を促進してまいりますので、引き続きご指導方、よろしく申し上げます。

それでは、ご用意させていただきました資料に基づきまして、資料のご説明をさせていただきます。

右肩、資料の 1-1 ということで、大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況です。

平成 18 年の 10 月以降、平成 30 年で丸 12 年を迎えております。その間、大きなトラブルもなく、順調に計画どおりに PCB の処理が進められているものと考えております。

トランス、コンデンサの進捗率は、大体 90% ぐらいの進捗率になっております。

今日の資料でございますが、昨年の 11 月まで、平成 30 年の約 1 年間の操業の状況をご報告させていただきます。

皆さんご存じのように、昨年は、地震、あと猛暑、台風等が参りました。そのような自然災害がございましたが、PCB 処理施設の設備の被害はございませんで、計画どおり PCB の処理を進めたところでございます。

それでは、資料に沿いましてご報告をさせていただきます。

まず、(1) 番の搬入の実績でございます。

1 ページの表-1 です。2 府 4 県と大阪市の平成 18 年度からの搬入の状況でございます。

表-1 に示しますとおり、トランス類は 2,624 台、平成 29 年の 12 月末でもって 2,550 台の処理です。そして、コンデンサが 7 万 6,491 台、同 7 万 2,692 台、廃 PCB 等が 1,579 本の処理となっております。

進捗率につきまして少し申し上げさせていただきます。近畿 2 府 4 県で登録されていきます PCB 廃棄物のうち、トランス類は 94%、コンデンサが 97%、廃 PCB 等が 91% の搬入の状況でございます。

表-1 につきまして少しご紹介をさせていただきます。上段がトランス類、真ん中の段がコンデンサでございます。一番下の段が廃 PCB 等でございます。トランス類につきまして、各県により 100% の搬入率のところもございますが、全体平均としては、94.3% の搬入率になっております。コンデンサにつきましては、大体各県とも 95% 以上の進捗率になっておりまして、平均で申し上げても 96.5% の進捗率になっております。最下段の廃 PCB でございます。これは、若干県によりまして 60% 台、70% の台の数字がございましたが、全体としては 90% の搬入率になっております。

続きまして、中間処理の実績につきましてご報告させていただきます。ページをめくっていただきまして、2 ページになります。

ただいまご報告させていただきました 1 ページ目は、私どもの施設に搬入されたときのトランス、コンデンサ等の台数でございますが、この 2 ページ目の中間処理実績につきましては、施設内で PCB を除去して、PCB を分解して処理が完了した実績でございます。進捗率につきましては、このページの 4 行目に記載してございます。トランス類が 94%、コンデンサ類が 90%、廃 PCB が 88% になります。施設内の在庫の関係で、前ページ、1 ページ目の搬入よりも若干進捗率は下回りますが、全体としては 90% 程度の処理の進捗率でございます。

このページの下段に、表-2、年度別の中間処理の完了の実績等を示してございます。処理台数と処理重量を記載しております。この表だけの数字ではなかなかわかりにくいところがございますので、3 ページ目のグラフを用いましてご説明させていただきたいと思っております。説明内容につきましては、2 ページ目の文章中に記載してございます。それをグラフにてご説明させていただきます。左上のグラフがトランス類、右上がコンデンサ、

下の図が廃 PCB、そして、この 3 つの処理量を合計したものが右下の受託 PCB の処理量で
ございます。それぞれのグラフ、棒グラフが台数で折れ線グラフが重量でございます。

上段のトランスとコンデンサにつきまして少しご紹介をしたいと思います。左上のト
ランス類のグラフでございます。このグラフは、平成 21 年度、22 年度が大体ピークにな
りまして、少しずつ下がっている状況でございます。特に、平成 29 年度が少し重量が下
がっています。これは、私どもで処理した大きなトランスが、昨年は処理が少のうござ
いまして、このような数字になっています。平成 28 年度は逆に、大型トランス、大体 1
台当たり 20 トンぐらいのトランスを数台処理しまして高目の数字になっています。29 年
度は、その大型トランスの処理台数が減りまして、折れ線グラフが下がっております。
平成 30 年度につきましては、既に大型トランス 2 台の処理を進めまして、また年度末に
も処理をする予定でございますので、平成 29 年度と比べまして、棒グラフ並びに折れ線
グラフが上昇というふうな状況を示しております。

次に、右肩のグラフ、コンデンサのグラフでございます。コンデンサにつきましては、
24 年から 26 年をピークにしまして、少しずつ下がっている状況でございます。コンデン
サの状況を申し上げますと、1 台当たりの平均重量が下がっている状況でございます。大
体、一般にコンデンサというのは、1 台当たり 40 キロぐらいから 50 キロぐらいあるん
ですが、平成 29 年、30 年度につきましては、2、30 キロの平均重量になっています。これ
は、行政さんとか私どもが進めております掘り起こし、総ざらい活動によって、最近、
保管事業者様から JESCO へ登録されているコンデンサが小さいもの、10 キロから 20 キロ
程度のコンデンサが私どもに処理をしてほしいということで登録されたことにより、全
体の平均重量が数年前と比べまして軽くなっている状況でございます。これがコンデン
サの状況でございます。

いずれにしても、残りの台数が少なくなっまいりましたので、このようなグラ
フは少しずつ右肩下がりになっておりますが、間違いなく PCB 処理は進捗してまいりま
す。ただ、残っているもの、残りの 10% のものが、なかなか処理が難しいものが残存し
てまいりますので、その辺の処理の難しいものの処理の内容、処理の状況につきまして
は、後ほどページを割きましてご報告させていただきたいと思っております。

以上が PCB 処理の状況です。

続きまして、3 ページ目の中段になります (3) の払い出しの実績でございます。主に、
PCB 廃棄物は、トランス、コンデンサから PCB を取り除いた後のトランス、コンデンサの
構成部材等が発生します。また、生成物も発生しますので、その辺の払い出しの実績で
ございます。

表-3 が、平成 18 年度からの実績を示してございます。上段が有価物でございます。
劣化溶媒、鉄、銅が有価物になります。下段が産業廃棄物で、普通産業廃棄物として払
い出します。これらの有価物並びに産業廃棄物は、大体 PCB 廃棄物の処理量、トランス、
コンデンサの処理重量に比例して発生しているというふうに考えていただいても問題な

かろうかと思えます。

JESCO の方針として、有価物であれ、産業廃棄物であれ、最終処分場には持っていかない、埋立処分はしないというのが JESCO の方針でございます。必ず再資源化を大前提に進めております。再資源化の内容につきましては、ページをめくっていただきまして、4 ページ、表-4 に廃棄物等の再資源化方法を紹介してございます。表の左欄が廃棄物の種類、右欄が再資源化方法ということで、私どもの 5 事業所全て再資源化を進めているところでございます。

このページの真ん中から、エリア間の移動による効率的な処理の推進ということで、若干内容が変わりますが、この内容につきまして少しご紹介させていただきます。

エリア間移動につきましては、平成 26 年 6 月に国の PCB 処理基本計画が改正されました。その改正の中で、JESCO は 5 事業所、5 施設存在していますが、その 5 事業所間の相互利用を進めまして、全国の PCB 処理を促進しようという計画が改正されました。大阪事業所に関する地域間移動の数字を表-5 に示しているところでございます。上段のトランス類、4 段目の PP コンデンサ、PP というのはコンデンサに使用されています素子、絶縁体としての素子が使用されていますが、普通は紙が使用されています。PP コンデンサというのは紙のかわりにポリプロピレンが使用されています。この PP コンデンサにつきましては、2 府 4 県内のうちの一部を豊田事業所に持っていきこうという計画です。先ほど申し上げた上段の車載トランスと最下段の PP コンデンサにつきましては、平成 30 年度、今年度内で処理を完了する予定でございます。中段の特殊コンデンサにつきましては、北海道と豊田事業所からこの大阪事業所で処理をしますが、これにつきましては平成 32 年度までの処理を進める予定で計画しております。

以上がエリア間移動による処理の推進でございます。

5 ページ目に参ります。こちらは運転廃棄物でございます。

先ほど 3 ページで申し上げた PCB 廃棄物は、トランス、コンデンサ由来の部材でございますが、運転廃棄物につきましては、それらの PCB 廃棄物を処理する工程で発生する副次的なものでございます。これは PCB を含んでおります。具体的にどんなものかと申し上げますと、表-6 の上段に水色で網かけがしてございます。その 2 段目に種類を記載してございます。セーフティーネットで使用しています活性炭、あと、作業員が化学防護服等を着たり、作業工程ではウエス・シート類が発生します。また、定期点検工程で設備や配管をアルカリ水で洗浄いたしますので、その辺の廃アルカリ水が発生いたします。これらのものは PCB を含んでいますので、これを処理しなければなりません。

処理方法につきましては、この表の一番上の上段に、無害化認定施設、自所処理、他事業所で記載しています。この 3 つによりまして処理を進めているところでございます。基本的には、PCB の存在する濃度によって処理施設が変わります。低濃度という表現をさせていただきますけど、5,000ppm を下回るものにつきましては、無害化認定施設というのが民間の処理施設でございますので、無害化認定処理施設を利用して処理をしてい

ただいています。これは行政さんから認定をいただいております、全国で40カ所程度の無害化認定施設がございます。JESCOの大阪事業所につきましては、四国の業者さんの無害化認定処理施設に払い出している状況でございます。続きまして、5,000ppmを超えるものは、高濃度になりますので、高濃度のPCBを処理できるものはJESCOしかございませんので、自所処理もしくは他事業所で処理することとなります。真ん中の欄が自所処理でございます。大阪の処理事業所で処理する方法は、この黄色のところでございますが、VTRという表現がございます。VTRは真空加熱分離という処理方法でございます、このVTR装置を使いましてPCBを取り除くというふうなことをしております。この黄色の欄はVTRのバッチ数でございます。全バッチ数と運転廃棄物のバッチ数を記載してございます。この数字を下まですつとごらんいただきますと、運転廃棄物のバッチ数が全バッチ数の割合に比べまして年々増加しているというのがこの数字でごらんいただけるかと思えます。他事業所です場合は、東京事業所と北九州事業所で処理をしていただきます。これは、地域間移動ということで、平成27年度から処理を進めている状況でございます。全体をもう一度申し上げますと、全体の処理の方法としては、無害化認定処理施設を主体に今まで処理をしているところでございます。これからも無害化認定処理を利用することによって、運転廃棄物の処理促進を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、各種モニタリングでございます。モニタリングは2つの種類がございます。排出源モニタリングと環境モニタリングです。

排出源モニタリングは、建物出口並びに敷地の出口からの出口でのモニタリングでございます。この排出源のモニタリングからご報告させていただきます。

まずは、排出源モニタリングの排水、汚水と雨水でございます。PCBの処理の分解工程からは排水は発生しませんので、処理場内で発生します作業員の生活排水と、あと、冷却水が発生します。この生活排水と冷却水は下水道での放流になります。そして、もう1つ、敷地内に降りました雨水、この測定を、PCBとダイオキシンを中心に年1回測定しているところがございます。

今回の資料としましては、昨年の6月に測定をした結果をご報告させていただきます。結論から申し上げますと、右欄に自主管理目標値が記載してございます。この数字を十分に下回っているところがございます。また、平成29年の6月に少し数字が高目になったところがございますが、これは、雨水のダイオキシンが少し高目に出た数字がございます。これにつきましては、サンプリング場所の雨水枡を清掃して、測定結果が雨水分析として正確となるよう、引き続き、枡の清掃を進めているところがございます。

7ページ目に入ります。騒音・振動でございます。騒音・振動も、年1回、敷地の東西南北、あと、朝、昼、夕、夜間の年4回の測定をしております。今回は30年6月の結果をご報告させていただきます。上段が騒音、下の段が振動でございます。こちら、右欄に書いてございます維持管理値のそれぞれのデシベル数、これを下回っているところがございます。

簡単ですが、騒音・振動は以上です。

続きまして、排気、空気中にどれだけ PCB、ダイオキシン等が存在しているかということの排気口での測定結果でございます。これらは、PCB とダイオキシン、ベンゼン等を測定しておりまして、各建物の排出の出口で年 2 回測定しております。年 2 回、6 月と 12 月に測定していますけど、まだ 12 月の分析結果が出ていませんので、今回は 6 月の結果を報告させていただきます。

8 ページが西棟、9 ページが東棟となります。実は、東棟も 6 月に測定を開始する予定でした。6 月の 18 日に測定開始を予定していたんですが、18 日に地震が発生してしまったものですから、東棟につきましては 7 月の測定になっております。

それでは、8 ページ目の表-9 の西棟に参ります。西棟は PCB 処理の前処理工程でございます。全部で 8 カ所、それにボイラーを加えまして 9 カ所の測定結果でございます。こちら、結論から申し上げますと、自主管理目標値を満足している状況でございます。

9 ページに参ります。東棟の排気でございます。こちらはボイラーも含めて 14 カ所の測定をしております。30 年 7 月の結果は、自主管理目標値を満足している状況でございます。ただ、詳細な説明は省略させていただきますが、年度によって少し PCB とかダイオキシンが高目の数字、具体的には、0.00 幾つとか丸がたくさん並んでいますが、丸の数字が少ないところがございます。例えば、⑤番の H₂ ガスベント A というところがございます。これは脱塩素化分解をする工程の排気でございます。この欄の平成 28 年や 29 年をごらんいただきますと、例えば、ダイオキシンは 0.021、0.038 と少し高目の数字が出ています。それ以外のところでも、若干丸の数字が高目のところがございます。これらにつきましては、特段操業上は問題なかったんですが、その辺の対策ということで、排気の配管等を溶媒で洗浄いたしまして、配管の汚れを取り除いて測定をした結果、特に問題になっているようなことはございませんでした。引き続き、各測定場所で上昇の傾向が存在しているなど考えられましたところは、活性炭の交換とか排気ラインの洗浄をいたしまして、決して PCB を外に出すことがないように測定を進めてまいりたいと考えております。

10 ページ目に参ります。周辺環境。先ほどまでは出口での測定結果ですが、今度は敷地周辺にどのような影響が出ているのかというためのモニタリングです。これが周辺環境モニタリングで、年 4 回、春夏秋冬に、PCB、ダイオキシン、ベンゼンの 3 つを測定してございます。今回は、今年の平成 30 年の 1 月に測定した冬期から、冬、春、夏、秋の 4 回の結果を紹介させていただきます。右欄に環境基準値等。1 つの目安値になります環境基準は、生活上望ましい値ということで定められたものでございます。これらの環境基準と比べてみましても、今回の周辺環境のデータは問題がないと考えております。

この辺の操業以来の経年変化を記載しましたものが 11 ページでございます。

表-11 に PCB の経年変化、平成 17 年からございます。各年度は、春夏秋冬の 4 回の平均値を記載したものでございます。表-11 の下段に、注ということで、環境庁大気保全

局通知ということで、暫定濃度 500ng という数字がございます。これが 1 つの目安値になります。500 という数字に比べまして、測定結果は 0.3 とか 0.4 でございますので、相当低い値だということが確認できます。

表-12 がダイオキシンでございます。こちら、下段の注意書きのところに、環境基準値 0.6pg という数値がございます。これに比べまして、測定結果は半分とか 10 分の 1 の程度の測定結果になっております。ダイオキシンについても問題がないのではないかと考えております。

11 ページが臭気、においの結果でございます。これらにつきましても維持管理値を下回ってございます。現地でも特段におい等を感じることはございません。

以上がモニタリングの結果でございます。

12 ページから 14 ページにつきましては、それぞれ測定場所、あと、私どもの排気のラインの処理方法、モニタリングの場所等が記載してございますが、これは毎回資料を添付いたしておりますので、説明を割愛させていただきます。

ちょっと時間が迫ってきたので、次に 15 ページ、作業環境測定結果になります。これは、作業の現場、作業員が働く作業場内の空気中の PCB、ダイオキシンの濃度でございます。労働安全衛生法に基づきまして、PCB を直接取り扱う作業場を測定しております。

JESCO 大阪では、大型解体室と小型解体室が PCB を直接取り扱いますので、この 2 部屋につきまして測定をしていますが、関係測定ということで自主測定もしております。かなりの作業場を測定しております。

それらの作業場の測定結果は次のページに記載してございますが、まず、大型解体室と小型解体室のグラフを 15 ページに記載してございます。図-2 は PCB の 18 年からの折れ線グラフでございます。平成 22 年ごろに高目の状況がございましたが、近年は横ばいの状況でございます。

下段がダイオキシンでございます。こちらにつきましても、22、24 年度が高目の数字が出ておまして、ここ数年は横ばいの状況でした。このグラフの右端に高目の数字が出ているものがございます。昨年測定した 6 月の結果につきまして、少し高目の測定がされました。これらにつきまして少しご紹介をいたします。

ページをめくっていただきまして、16 ページになります。平成 28 年 6 月以降のそれぞれ測定結果がございます。

今回の測定結果、この欄の平成 30 年 5 月、6 月の実績でございます。黒字のところは基準を下回っているものでございます。PCB の目安としては、基準値は 0.01、ダイオキシンは 2.5 というのが 1 つの目安になります。黒字は基準値を下回っているもので、赤字が基準値を超えてしまったというところでございます。今までダイオキシンはなかなか基準値を守ることは大変だったんですが、昨年の測定結果、例えば水色のところをごらんになっていただければ、漏洩品解体準備室のダイオキシンが 82、大型解体室、小型解体室がそれぞれ 38、100 ということで、ダイオキシンが例年にはない高目の数字にな

りました。当日の作業内容、作業日報、あと、作業者へのヒアリング等で確認をしましたが、通常の作業と全く変わりはありませんで、特にダイオキシンが高目に出るような作業はしていないということがわかってきました。作業者に不安を与えぬよう何らかの対策をしようということで、7月、8月の定期点検期間中に部屋のクリーニングを徹底して行いました。そして、再測定をしたのが、この資料の左欄の平成30年9月の再測定でございます。この結果、とりあえずダイオキシンは100という数字はなくなりまして、通常どおりのダイオキシン濃度になりました。一時的な状況は脱したものかと考えていますが、やはり2.5という数字はなかなか守ることは大変でございますので、引き続き、このダイオキシン濃度が基準値を超えたところにつきましては、作業員のマスクの徹底をすとか、作業時間を制限すとか、あと、モニタリングを注意深くすとかして、作業者への健康被害が発生しないように進めてまいりたいと思います。

17 ページは作業環境の改善対策でございますが、昨年までの報告と変更はございませんので、割愛させていただきます。

18 ページ、作業従事者の健康管理でございます。現場で働く作業者の健康管理でございます。

健康管理としては、健康診断がございます。一般健康診断に加えまして、PCBに特化した特殊健康診断を年2回測定しておりまして、健康管理を進めています。それ以外に、JESCO5事業所の特徴として、作業者の血液中にPCBがどれぐらい存在しているかということのを毎年調べております。今現在、12月の測定結果を待っている状況でございますので、測定結果の状況につきましては次回の監視部会でご報告させていただきます。今まで作業者にPCBということによって健康被害が生じたことはございませんので、引き続き、この健康管理を進めてまいります。

19 ページ、前半部最後のご報告になります。ヒヤリハット・キガカリの取り組み状況でございます。労働災害の未然防止、あと、PCBの漏えいを防止するために、ヒヤリハット活動を推進している状況でございます。ヒヤリハット活動は、現場の作業者から、ひやりとしたこと、はっとしたこと、そして、これがちょっと気がかりになるなということのを報告しまして、これを私どものタスクチームで一件一件解決することによって、労働災害の未然防止を進めているところでございます。

表-15にヒヤリハット活動の年度ごとの件数を示してございます。年間大体300件程度の報告があります。図-4がその項目の内訳でございます。ヒヤリハットの件数は300件程度報告がございまして、この表の件数をもって、ヒヤリハット活動が推進できているのか、トラブルが少ないのかという評価をするのは大変難しい状況でございますが、私どもとしては、作業者の環境・安全意識のレベルの向上をさせていただくということで、とにかく小さなことまで何でもいので、とりあえず報告をする、ということで活動を推進しているところでございます。

そして、もう少しヒヤリハット活動を有効に進めたいということで、出されたヒヤリ

ハットをリスク評価しようということを平成 28 年度からしております。リスク評価の結果、ちょっとリスクが高いなというのは、JESCO の本社に報告をしまして、今度は本社から他の 4 事業所に水平展開するというシステムを進めております。

それらの紹介が 20 ページ目でございます。リスクにつきましては、表-16 にリスクの見積もりとございます。リスクレベルは、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、4 段階のリスクレベルを想定しまして、Ⅲ以上は少し問題があるということで水平展開をしております。

表-17 に、平成 29 年 4 月以降のリスク評価の結果を示してございます。平成 30 年 3 月の欄に、リスクレベルⅢというところに 1 という数字がございまして、これは、リスクが高いなということで今回ご報告させていただきます。報告はページの中段にございます。平成 30 年 3 月にリスクが高いとした事象は、蓄電された状態で搬入されましたコンデンサの受け入れ作業中に、吊りワイヤー、ワイヤーは鉄でできていますが、ワイヤーがコンデンサの碍子に接触してスパーク、火花が発生したものです。これは、場合によったら労働災害につながりますので、これを本社に報告するとともに、再発防止を進めました。再発防止は、私どもの営業担当者から収集運搬業者等を通じまして、まず、保管事業所での放電を必ず徹底してくれと、JESCO の施設に搬入される時には電荷がないような状態で搬入をしてくれという注意喚起をいたしました。さらに、万が一、施設に搬入されても放電することのないように、検電器を配置しまして、私どもに入ってくるコンデンサを 1 台 1 台検電、放電する作業を進めております。今年の 3 月以降、このようなスパークの状態はございません。

20 ページ目の最後は、PCB の施設運用についてでございますが、今回、特段の報告事項はございません。

所要時間を超えてしまいましたけど、前半部の報告は以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの JESCO からの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○上野外部有識者

2 点ほど確認させていただきたいんですけども、まず、資料 1-1 の 1 ページ目ですと、各都道府県からの搬入実績なんですけども、これは毎回お示しいただいているんですけども、掘り起こし調査もされているので、実態をあらわしているかとは思いますが、例えばトランスですと、大阪府の中の大阪市がほとんどですと、これを滋賀県とかと比べますと、滋賀県は 100 分の 1 ぐらいの実績になるので、例えば滋賀県ですと、平成 26 年以降はもう全く登録がないということで、これがほんとうに今後もないのかどうか、その辺がすごく気になっているところでございます。

もう1点は、16ページなんです。作業環境測定結果で、先ほど、清掃、除染をして、9月の再測定ではかなり下がっているということで、特に上昇したのが粉じんよりもガス帯ということで、おそらくコプラナーPCBとか低塩素化のダイオキシンとかが関係しているのかなと思うんですけど、例えば、定期的に清掃、除染というのは多分されていますよね。例えば、6月の測定の後、もう一度徹底的にされたんだと思うんですけど、その定期的な清掃、除染と、その後のもう1回された違いというのはあるんでしょうか。というのは、たまたまですけど、前にもかなり濃度が高くなったときがございましたので、なぜ上がったのかというのは、特に小型解体室ではわからないということなんですけど、定期的に清掃、除染はされているのにこういうふうになるという、なるべくこういう汚染をしないほうが作業環境上は望ましいと思いますので、もし何かその辺の違いというのがありましたら教えていただければと思います。

以上です。お願いいたします。

○青木所長（JESCO）

ありがとうございます。ご質問を2ついただきました。

まず、1ページ目のトランスの状況ですが、どうしても大都市圏にトランス、コンデンサが集中するというのが、これはもう全国の状況でございます。滋賀県さんにつきましても、今現在、行政さんが了解している台数は16ということで、これにつきましては全てを処理させていただきました。ただ、今後につきましては、やはり行政さんといろんな形でもって協力をさせていただいて、各行政さんが、要は今、表面に出ていない水面下に存在しているものの掘り起こし活動をしていただいているところでございますので、行政さんが表面に出していただいたトランス、コンデンサにつきましては、JESCOが総ざらいという形で、必ず契約につなげるという形でもって進めていきたいと思っております。今ご指摘いただいた各自治体ごとの台数というのは、現状の数字ということで、今現在了解している数字ということでご理解いただけたらなと考えております。

2つ目の16ページの作業環境濃度につきましてでございますが、先生ご指摘のとおり、ダイオキシンは粉体状ではないので、コプラナーPCBが原因かと思っております。現場の整理整頓は相当徹底しているものと理解しております。日ごろの整理整頓は、もうご視察いただいてもご理解いただけると思っております。定期点検中に清掃したということは、溶剤を用いまして、床とか壁、機器類を洗浄いたしました。ふだんの清掃というのは、溶剤までは使いませんので、掃除機とかごみ類の清掃をします。

以前、平成22、23年のころにもダイオキシンが高目に出たことがあります。これは、トランスの解体工程で接続面を削る工程があるんですけど、そこが熱源を持っておりまして、やはり熱が発生しますとダイオキシンは飛散しやすいので、それが原因だろうということで熱源の対策をした。例えば、排気を徹底したとか、冷却工程を増やしたとか、あとは二酸化炭素をたしか吹きかけたのかな。そのような原因がはっきりしていました

ので設備改善で対策を講じたことがあります。

以上です。

○中地外部有識者

中地ですけど、最初に、16 ページの作業環境測定のことでも少しコメントをさせてもらって、その後、3つぐらい質問します。

最初に、作業環境測定で、上野先生からも質問があったんですけども、ダイオキシンの測定は1カ所で、いつも同じところでやられているのかというお話が1つです。

大型解体室と小型解体室については、PCBは、いわゆる労働安全衛生法に基づく作業環境測定をされていて、A測定というのは、等間隔に5地点以上とって平均を出しているんですけども、B測定というのは、基本的には作業者の位置で、1人だったら1カ所でいいんですけども、ここはずっと2カ所を測られているというお話になっていて、30年の5月、6月の実施のところで、そういうふうにするので、基本的には、A測定が平均的になれば、B測定というのは暴露する可能性の高いところで測るというので、A測定の数字よりも高い値を示すことが多いわけですね。そういうところでダイオキシンを測っておられるのかどうかということを少し聞きたいんですけども、それで言うと、小型解体にしても大型解体にしても、A測定よりも5月のときにはB測定が高いところがあって、その周辺でPCBが揮発するなり、漏れていたとは言いませんけれども、その可能性が高いのではないかなと。清掃をして落としてしまったので、9月には、逆に言うと、そのB測定のところが数字が低くなったというふうに解釈ができるんじゃないかなと思っています。

それで、漏洩品の解体準備室についても、B測定という形で1カ所測られたところ、0.0092というのは、もう限りなく0.01に近いわけで、それなりにはPCBの揮発なりがあったんじゃないかなというふうに解釈をするべきだと思うので、原因はわからないということはあっても、作業中に少しずつPCBの揮発があったというふうに考えて、きちんと清掃なり除染作業をするというふうにしていきますと答えて、そういうふうにしていったほうがいいんじゃないかなと思いましたが、ちょっとその辺、ご意見ありましたらよろしくお願いします。

○青木所長（JESCO）

作業環境のご助言をいただきましてありがとうございます。先生のご指摘のとおりでございます。

労働安全衛生法に基づきまして、特化則に基づきまして作業環境測定をしております。そのために、法律上で定められている私どもの測定場所は、大型解体室と小型解体室のこの2つでございます。法定で定められているものは、A測定とB測定をしなければなりませんので、大型解体室、小型解体室だけはA測定とB測定の数字を記載してござい

す。ですから、例えば平成 30 年の 9 月等をごらんいただければ、漏洩品解体準備室は法定作業場にはなっていませんので、例年、B 測定のみの実測をしているという違いがございます。ただ、B 測定にしましても、先生がご指摘のとおり、作業場、作業員の方々が作業をするところで、高いところを測定しなさいというのが B 測定でございます。例えば、大型解体室、小型解体室のところの B 測定のところをごらんになっていただき、PCB の B 測定もごらんになっていただければ、数字が 2 段になっております。ですから、大型解体室、小型解体室についても 2 段になっておりますので、作業員が働く場所が 2 カ所あって、そこが高いという数字でもって、PCB の B 測定はそれぞれ各部屋の 2 カ所で測定しているというのがその結果でございます。ダイオキシンにつきましては、特に A 測定は義務づけられていませんので、ダイオキシンは、法令に基づきまして、B 測定のみという測定でもって例年測定しているところがございます。ということで、今申し上げましたように、法令に準じて、測定結果、測定数によって違いが出ているかと思えます。

あと、先生がご指摘いただいたように、PCB とダイオキシンの相関をとるのは大変難しいんですが、やはりコプラナー PCB 等は蒸発し、コプラナー PCB はダイオキシン類に指定されていますので、引き続き、床清掃等だけではなく、揮発することも想定して作業環境管理に努めてまいりたいと思います。

○中地外部有識者

そしたら、今後の参考にしてください。

あと、質問なんですけれども、1 つは 4 ページで、表-5 番、エリア間移動処理の実績及び今後の計画というところで、特殊コンデンサの北海道エリアとか豊田エリアからの受け入れというのが、平成 30 年度、ほとんどなしということなんですけれども、今後どうなのかということで、計画的に 500 台を受け入れるというお話なのか、もう既に北海道や豊田から持ち込む予定があって、たまたま今年度はそれがなかったというお話なのか、将来的にもないのであれば、ちょっとこの数字を減らすなりしたほうが実績に合うので、地元の方からすると、2 府 4 県、近畿圏内のもは絶対ここで処理しなきゃいけないので、その実態は知るべきだと思うんですが、他地域からのものは別に受け入れる必要はないといえないわけなので、もともと計画としてもないのであれば、あらかじめというふうに公表されたほうが地元も安心されるのかなというふうに思いますので、それが 1 点です。

それと、もう 1 点だけ。ヒヤリハットの 19 ページのところの文章で、下から 6 行目なんですけど、なお、労働災害の未然防止策をより有効に進めるため、JESCO5 事業所においてヒヤリハット案件のリスク評価を行って、高いものについては、インシデントとして位置づけて水平展開していますよというお話だったんですけれども、それで、20 ページの表-17 で、今回、1 件、リスク評価をして高いのがあったので、コンデンサの中に電荷が残っているものについて、放電作業をした上で受け取りますというご報告があった

んですが、逆に、他事業所から、こういったインシデントに相当するような、レベルのⅢよりも上のものということで、注意を下さいよというふうに情報提供を受けたものがあったのか、なかったのかということをお教えください。

以上です。

○青木所長（JESCO）

まず、ヒヤリハットについてご報告いたします。

昨年度はこの数字がございませんでしたが、実は、平成28年度のヒヤリハットのリスクが高いものでは、豊田事業所で1件ありました。豊田事業所は、たしか、ちょっと今はっきり記憶は覚えていないんですが、トランス、コンデンサを受け入れるときに、ちょっと倒れかかったのか、何かそのようなものだったと思うんですが、これが豊田事業所で1件ございまして、これが5事業所で水平展開をさせていただいたということ。多分、5事業所ではその1件と、あと、私どもの大阪事業所だけかと思えます。そういう意味では、このヒヤリハットの重大なインシデントというものは、件数的には少のうございます。それがヒヤリハットの状況です。

次に、地域間移動につきまして、4ページになりますが、特殊コンデンサは計画500台ということでございますが、ありていに申し上げますと、500台というのは、保管事業者さんを全て調べて積み上げた数字ではなくて、最大これぐらいだろうという計画を立てた数字なので、将来、この500台がそれぞれ出てくるのかというと、多分下回るのではないかなというふうな感触をつかんでおります。例えば、この表のPPコンデンサも、6,000台ぐらいを計画しておりましたけども、実際には4,971台で完了ということでございますので、結果的には特殊コンデンサは500台を下回るのではないかと考えておりますが、今後、北海道事業所と豊田事業所さんと協議をしながら、どうしても大阪事業所で処理をしなければならぬものは処理を進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

○大藤外部有識者

1点、18ページの作業従事者の健康管理のことなんですけれども、今回も全員PCB濃度が目安よりも下回っていたというところで、よかったなと思っているんですけれども、例えば、長期間働いている人とかで、年々数値が上がってきたりとか、そういったことというのはあるのでしょうか。

○青木所長（JESCO）

毎年 1 回もしくは 2 回測定していますので、経年変化というのは調べております。単純に考えれば増えるんじゃないかなと考えられますが、右肩上がりということはございません。最初は少し上がる傾向がありますが、それ以降は、いろんな対策を講ずることによって、ほぼ横ばいの状況になっているというのが実態かと思っておりますので、これからも急に上昇することがないように作業管理を進めてまいりたいと思っています。

○谷野課長（大阪市）

ほかにございませんでしょうか。

それでは、引き続き、資料 1-1 の後半部分と、資料 1-2 の説明をお願いいたします。

○青木所長（JESCO）

それでは、ページで申し上げますと、21 ページ目の営業活動でございます。

私どもの営業課は、12、3 名職員がおり、その営業活動の状況でございます。上段が総ざらい活動、真ん中が平成 30 年度の取り組み、3 番目が説明会の状況でございます。

先ほど申し上げた総ざらい活動、掘り起こしという活動は、ご承知かと思うんですが、掘り起こしというのは、行政さんが水面下に存在している表面に出ていないトランス、コンデンサを表面に出していただくことを掘り起こしと言っております。総ざらい活動というのは、JESCO がつくった言葉かもしれませんが、行政さんが掘り起こしていただいたトランス、コンデンサを、私どもの営業課員が出向いて行って、全て契約につなげて舞洲で処理をするというのが総ざらい活動でございます。(1) の総ざらい活動が平成 29 年度の状況、真ん中が平成 30 年度の取り組み状況でございます。総ざらい活動は、平成 27 年度から和歌山、28 から滋賀、奈良、29 から京都、大阪、兵庫県で総ざらい活動を進めておりまして、成果が出ているところでございます。

参考のデータということで、兵庫県の少量未処理保管者さんに対して行いましたアンケートの結果、全体で 427 件ございますが、その結果の状況をご報告させていただきます。処理意向の状況としまして、処理はしたいんだが、次年度以降を考えているというのが 64 名、処理は考えていませんというのが 35 名、不明というのは連絡がとれなかったものでございます。この②、③の 99 名に対して、その辺の理由を確認しましたが、処理拒否と次年度処理意向の理由ということでございます。使用中が 16 名、費用の予算化の問題が 22 名、その他、理由がはっきりしなかったという者が 61 名でございます。やはり処理ができないという 1 つとしては、経費上の問題が存在してございます。あと、PCB の処理の義務というところがなかなかご理解をしていただけない。例えば、事業者さんが工場を購入したんだけど、購入した後に PCB が存在しているのがわかった、そんなことは最初は全然知らなかったの、何でそれを私が処理しなきゃいけないのかというふうな、そういうことの疑問を呈される方がいらっしゃいます。そのような方に対しても、私どもの営業課職員が出向いて行って交渉をさせていただきます。JESCO だけの力

では契約が整わない場合は、地元の行政さんの力もいただきまして、一緒に事業者さんのところに向いていって契約を進めているところでございます。

平成 30 年度の取り組み状況としまして、今までは説明会を中心に営業活動を進めたんですが、総ざらいに関しましては、もうそれぞれ担当者を各県ごとに決めまして、1 件ごとの事業者さんとマン・ツー・マンの契約交渉をしているというのが平成 30 年度以降の取り組みでございます。先ほどもありましたように、JESCO だけでは限りがございますので、行政さんの力をいただきまして契約に結びつけようという活動をしております。

また、いろいろな面で処理の必要性を呼びかけなければなりませんので、経済産業省中部近畿産業保安監督部さんが主催しました電気主任技術者等を対象にした説明会に JESCO が向いてまいりまして、JESCO の早期登録と処理を呼びかけております。去年は、11 会場、2,300 名の方々に對しまして呼びかけをさせていただきました。

3 番目が、説明会の状況でございます。説明会は操業以来進めていますが、総ざらい活動の説明会というのは、今までの説明会は JESCO 単独で説明会を開いたんですが、総ざらい活動は、必ず行政さんを招聘させていただいて、行政さんからも処理の必要性を訴えていただくということを説明会で開いているところでございます。

22 ページに参ります。懸案の処理手間物・困難物につきましてご説明させていただきます。

文字どおり、処理が難しいものを処理手間物・困難物ということで表現しております。それぞれトランス・コンデンサ・PCB 油に処理困難物が存在しています。ページ中の 2 行目にその台数を記載してございます。トランスで 14 台存在していることが現在わかっております。これは、平成 30 年度中で処理が完了予定です。コンデンサは、92 台確認できておりまして、86 台が処理済みです。廃 PCB 油、ドラム缶等に封入されている PCB 油につきましては、155 本が今わかっておりまして、現在 38 本が処理済みでございます。

それぞれトランス、コンデンサにつきまして、もう少し細かく説明をさせていただきます。

まず、トランス類。ページをめくっていただいて、24 ページを開いていただけますでしょうか。24 ページの上段に、表-19、処理手間物のトランスリストを記載してございます。全部で 14 台ございます。種類、状況、処理方針、右の欄が処理予定年度、緑色で塗りましたものが処理済み、またはもう処理が完了予定ということでございます。先ほど申し上げたように、トランスにつきましては全て 30 年度で完了する予定でございます。

トランスで問題となっていますのは、この表の③、④、⑥でございます。③搬出不可物、④も搬出不可物でございます。⑥は水没品ということで、やはり現地に存在していますトランスが、4m、5m サイズのものがあって、相当大きいものがございます。そのために、付属品を外してもエレベーター等に積み込めないというものがございます。これが処理困難物として存在してございます。これらにつきましては、私どもで処理困難対策チームをつくりまして、現地に向いていって、現地にてまず解体をしまして、ドラム

缶に移しかえて JESCO に搬入をして処理をするということが③、④、⑥の処理方法で
ございます。

この処理方法と状況につきまして、写真をもってご報告させていただきます。前のペ
ージに戻っていただいて、22 ページの右下にビル地下 6 階の大型トランスという写真が
ございます。これは 1 台当たり 16.9 トンございます。人間で数えますと 300 人ぐらいの
重量がございます。3m、4m 程度でございますので、これにつきましては現地で解体しま
した。その結果、平成 30 年の 7 月に JESCO の施設で処理を完了することができました。

23 ページの上段に、今度は、建物の鉄塔の高いところに存在していますトランスがご
ございました。これは、鉄塔の 100m ぐらいのところに、右上の写真のような 2 トンぐら
いのトランスが存在してございまして、これらも現地で解体をしまして、平成 31 年の 1 月
に全て JESCO で処理が完了しているところでございます。

次に、写真が 4 枚ございます。これは水没品でございます。錆びてしまったトランス
がございます。これは、事業者さんの電気倉庫が池の下にございまして、池の水がこの
倉庫内に入り込んでしまったということで、このような錆びた状況でございます。これ
はもうなかなか処理が難しいので、これも現地でグリーンハウスをつくりまして、解体
をしまして、錆び等も取り、ドラム缶に積み込んで JESCO の施設で処理を進めたところ
でございます。これは、昨年 12 月にドラム缶が搬入され、また、先週も残りのドラム
缶が搬入され、これから処理施設で処理をするところでございます。これは VTR で処理
することになります。これも 30 年度、31 年の 3 月までには処理が完了しますので、処理
手間物のトランスにつきましては、今現在わかっているものにつきましては、全て 30 年
度中に処理が完了という計画でございます。

続きまして、24 ページに参りまして、処理手間物のコンデンサ。これは、写真にごら
んいただけますように、漏れ防止のためにコンデンサの周辺をコンクリートで括っちゃ
ったものがあります。これらにつきましては、現地で事業者さんがこのコンクリートを
はつっていただいて、JESCO で処理をするということ、そのような方策で処理を進めてい
ます。現在、92 台の存在がわかっておりまして、既に 86 台の処理が完了しております。
これらにつきましても、31 年度までには処理をする予定でございます。

25 ページが PCB 油でございます。現在 155 本ございまして、処理は 38 台ぐら
いの処理
でございます。これは、ドラム缶内に PCB 油が間違いなく存在しているんですが、それ
以外の成分がよくわからない、不明なものがあります。ドラム缶の中の油をサンプリ
ングしまして、どんなものを含んでいるかというのを測定しましてから、処理の道筋を立
てまして、JESCO に搬入することになります。PCB 油につきましては、最近になつても
また新しいものが見つかりまして、この表の右欄に青い網かけがあるんですが、これが最
近見つかったものでございます。14 缶、これは今現在分析をしているところでござい
ますので、その成分によって処理方針を定めたいと思います。

この成分不明油につきまして、大半のものが、低引火点、燃えやすい油が存在してい

るというのがわかっております。これは、私どもの処理施設では処理が難しいので、保管事業者の場所でもってこの低引火点物を取り除いて、PCBだけをJESCOに持ってくるという方策を考えております。そのために、低引火点物を取り除く装置をJESCOでつくりました。これが右上の写真で、移動式抜油装置というものをつくりました。大体横幅が4mぐらいございます。これを現場に持って行って、低引火点物を取り除いて、JESCOにはPCBだけを持ってくるという処理方針を進めております。平成29年度は北九州事業地域で進めました。現在は豊田で進めていますので、大阪につきましては、平成31年度に、この抜油装置を使いまして低引火点物を取り除きまして、PCBをJESCOで処理するというふうな処理方策でございます。いずれにつきましても、31年度中にこの低引火点物等の処理を進めるという計画で進めております。

26 ページになります。

前回の監視部会以降、労働災害、PCB漏えい等のトラブルは発生しておりません。ただ、冒頭申し上げたように、昨年は自然災害等がございましたので、6月の18日に発生いたしました大阪府北部地震につきまして、簡単にご紹介をさせていただきます。

私どもの地震対策としては、施設内に感知器を3台設置してございます。右下の写真でございます。これは、120ガル、震度で申し上げますと5ぐらいですが、この120ガルを感知しますと、施設の設備が安全に自動停止するようになっています。当日の地震は139ガルを測定しましたものですから、私どもの装置が全て安全側に自動停止しました。

その後、私ども作業員の役割になりますので、緊急時対応マニュアルに基づきまして、まず、職員は基本的に駐車場に全員避難、避難場所で対策本部、指揮本部を設置し防災活動を進めました。揺れがおさまった段階で現場にまいりまして、設備上の漏えい等、安全上問題ないことを確認した上で操業を再開することにいたしました。幸い職員等にけがもなく、設備上の被害もございませんでした。

また、地震が発生したということで、此花区の住民の方にご不安、ご心配を与えてはいけませんので、7月26日に開催された此花区連合振興町会長会議に私どもの職員が出向きまして、地震の状況をご報告させていただいた次第でございます。

このページの中段に、当日の概要を時系列に記載いたしまして、VTRが再開しましたが、この⑩番、午後3時にはVTRの運転を再開しました。当日も、トランス、コンデンサを搬入する予定でございましたので、地震発生した直後に、受け入れを中止するということを決めまして、収運業者にきょうの搬入は中止しますという連絡をさせていただきました。幸いトラック等にも事故は生じていませんで、一旦事業者さんのほうに戻っていただいて、翌日以降に搬入を再開したということでございます。

昨年は、このように地震だけでなく台風も発生しました。台風も、特にPCB処理には影響はありませんが、私どものフェンスに看板を立てかけたものは、フェンスが少しねじ曲がってしまったり、台風のときには定期点検中でしたので、工事業者のプレハブが少し位置ずれをしてしまった等がございました。

また、他事業ではございますが、9月に北海道地震がございました。北海道の室蘭に私どもの北海道事業所がございます。幸いこちらにつきましても、PCB処理に影響はなかったということをご報告させていただきます。

以上がトラブル等の状況でございます。

27 ページに入りまして、視察者の状況でございます。毎年たくさんの方々のご視察をいただいております。平成30年度も総勢で254名の方のご視察をしていただきました。昨年の11月で1万1,222名のご視察をしていただきましたので、引き続き、ご視察者には、私どもの施設を丁寧にご紹介してまいりたいと思います。

以上が視察の状況です。

P28、29が、緊急時訓練状況、安全教育の状況でございます。

緊急時訓練は毎月実施をしております。各作業班ごとに実施するグループごとの緊急時対応訓練と、あと、職員全体が参加する総合訓練がございます。総合訓練は、5月と6月と10月、11月に訓練を実施しております。5月に実施しました消防防災訓練は、地元の此花区の3名の消防員の方々に参加をしていただきまして、総合防災訓練を実施いたしました。その写真の状況が中段でございます。オレンジの制服を着ていただいた方が此花の消防員の方でございます。そして、11月には、機器操作訓練ということで、二酸化炭素消火器を噴霧したり、放水訓練、あと、担架の組み立てを全員が参加して消防訓練を実施しました。これが11月の消防訓練で、その写真を一番下に掲載してございます。このように、自然災害と、あと、火災等に備えた緊急時訓練を継続して実施してまいりたいと考えております。

引き続きまして、最後のページ、安全教育状況。こちら、1カ月に1回、プレゼンテーションルームに全員を集めまして、スクール形式等で教育をしているところでございます。1月以降の教育項目を記載してございます。講師となります者は、私どものJESCOの職員や運転会社。運転会社の方々は、長年経験されています。ただ、毎年同様な教育になりますとマンネリ化してしまいますので、少し工夫をしようということで、昨年度は外部から講師を招聘させていただきました。具体的には、6月の個人情報保護につきまして、大阪市の市民局さんから招聘をしました。また、8月は、大阪法務局の方々を招聘しまして、セクハラ、パワハラにつきましてのご講義をしていただきました。10月は、労働安全衛生コンサルタントさんにより、ニュー5Sにつきまして報告していただきました。今まで、3S、4S、整理・整頓、清掃、しつけ等で4S、3Sというふうなことはよく耳にしますが、最近、労働災害の防止ということで、5Sという活動が進められているようです。5SのSは、英語の頭文字、スピード、セーフティー、スピリットとか、そのような5つの頭文字を捉えて、5S活動、これを推進することによって労働災害を防止するというご紹介をしていただきました。このような教育を、緊急時訓練ということを踏まえまして、毎年滞ることがないように訓練と教育を進めてまいりたいと思います。

簡単でございましたけど、私からのご報告は以上で、次に、設備保全につきまして、

副所長の土井からご報告させていただきます。

○土井副所長（JESCO）

設備保全については、土井のほうから説明いたします。かなり時間が押しておりますので、できるだけ簡潔に説明させていただきます。

安全・安定操業、それから環境保全、これを確保して期限内処理を達成するためには、設備管理の徹底というのが必須であるのは言うまでもありません。このため、私たちは、日常の設備保全とともに、中長期的な保全計画を策定して設備管理を強化しております。

2の保全方式につきましては、従来の考え方で変わっておりません。重要な機器、それから予備機のない機器については予防保全を徹底する、それから、予備機がある、あるいは軽微な影響しかないような機器につきましては、適切な事後保全、こういったことを費用も考慮して行っております。

次の2ページ目をごらんください。トピックスといたしまして、VTR-C号機での廃粉末活性炭処理対応についてご説明いたします。

真空加熱分離装置、これがVTRですけれども、現在、大阪事業所で廃粉末活性炭を処理する際、もともと廃粉末活性炭に含まれる塩素、これがVTR処理中に塩化水素となりまして、腐食問題を起こしております。このため、大阪事業所には4基のVTRがありますが、D号機でのみ処理を行って、そのD号機は塩酸による腐食抑制対策をとってきております。廃粉末活性炭の処理は、大阪事業所をはじめ、平成27年度からは東京事業所にも送って処理を進めておりまして、両事業所とも平成33年度には完了するという計画で進めております。

この計画を達成するためには、D号機でしか処理できない現状ですと、若干リスクがございますので、もう1基、C号機にも塩酸腐食対策を施して、今年の夏以降、C号機でも廃粉末活性炭の処理ができるように、計画的に設備の改修を行っております。

設備の改修は2点ございまして、まず1点目は、塩化水素除去用のスクラバーの設置でございます。スクラバーといいますのは、円筒形の金属製の筒状の装置に充填剤を入れまして、気液接触をさせることによって酸である塩化水素を中和する、そういった装置でございます。

下のほうに絵がございます。改造前が左、改造後が右でございます。真空加熱分離装置から出てきます塩酸を含むガス、このガスの道中に塩化水素を除去するスクラバーを設置します。若干薄く黄色く塗っている部分、これが新しく設置するスクラバーでございます。D号機につきましては、平成28年6月に設置しておりまして、C号機については、昨年9月の定期点検中に設置を完了しております。

もう1つの必要な対策が、第1オイルクーラーチューブバンドルの構造とチューブの材質変更です。真空加熱装置から出てきて最初のオイルクーラー、これが第1オイルクーラーです。ここも腐食が激しく、過去にいろんなトラブルがございました。この腐食

対策として、チューブバンドルの構造と材質の変更を行います。新たに製作した機器が今年の6月に納入されます。その後、今年の夏の定期点検で既設のチューブバンドルと取りかえる予定でございます。材質につきましては、腐食に強い2相合金ステンレス製というものを採用することにしております。D号機は、既にこの2相合金ステンレスにかわっております。

それから、4項目ですが、長期保全の実施状況について、表-1から3まで、それから、プロセスフロー上にそれを記載した図-1と2に記載しております。

3ページから4ページ、これが表-1で、主要設備の保全方針、それから、長期保全の実施状況を記載したものです。これはVTR設備に関する抜粋でございます。

3ページ目の赤い字のところですが、これは、VTR-D号機の腐食対策として、配管の点検あるいは腐食箇所の更新を行ったということを記載してあります。

それから、4ページ目のほうは熱交換器ですね。先ほど、第1オイルクーラーのお話をしましたけども、第1オイルクーラーをはじめ、第2オイルクーラー、真空凝縮器といったものがこのVTRには設置されております。それぞれのオイルクーラー、凝縮器についても、第1オイルクーラー同様の点検、それから腐食対策を行ってきております。そういう記録をここに記載しております。

それから、表-2をごらんください。5ページ目と6ページ目が表-2です。これは、平成26年度から平成33年度までの長期保全計画、実施計画の星取表です。30年度のところを見ていただきますと、黒丸はもう既に実施が終わったもの、ほとんどが今年の8月の定期点検中に完了しております。一部、黒い三角で延期というのがございますが、これは、VTRの第2オイルクーラー、それから真空凝縮器、これは、昨年、定期点検で点検しましたが、更新を計画しておりましたが、設備が健全であったために更新を延期しております。

それから、各項目、丸で囲んだ数字がございまして、この数字は、その次の表-3、それから、図-1と2にも同じ丸の数字がございまして。これは同じ計画なり機器をあらわしております。

7ページ目は表-3でございます。これも平成30年度に予定しております長期保全計画主要項目でございます。更新計画、経年劣化対応、それから新設・改修ということで、工事期間のところを見ていただきますと、ほとんどは今年の夏の定期点検で実施済みでございます。一部、15番のVTR-B・C・D号機のドアシールド用熱電対交換、これは、この2月、小点検を予定しております、そのときに実施する予定にしております。

それから、図-1、それから図-2、これは、今の表-3に記載した各項目をフロー図の該当する位置のところに記載したものです。項目、内容は同じでございます。図-1が西棟、それから、図-2が東棟でございます。西棟というのは、搬入物を受け入れて、それを前処理、それからVTR処理をするというところでございます。東のほうは、西棟で抽出、分離したPCBを液処理して、無害化をするという工程でございます。

簡単ですが、以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの JESCO さんからの説明、前半部分も含めて、ご意見、ご質問等ございましたでしょうか。

○中地外部有識者

2 点ありますが、24 ページの処理手間物のことで、表-19、トランスなんですけど、⑤番のコア炭化というのが、処理予定の年度が平成 30 年度というふうに書いてあって、処理中とも書いてないんですけども、説明を聞き漏らしたかもしれませんが、現状がどうなっているのかというのが 1 つと、あと、表-20 のコンデンサの処理方針で、保管者にてコンクリート除去、はつって持ち込んでもらうというお話になっているんですけど、はつった後のコンクリートというのはどういうふう処理されるんですかね。低濃度の PCB 汚染物として保管者の方が責任を持って処理をされるということになっているんでしょうか、それとも、JESCO に受け入れて処理をしているというふうなお話なんですか。以上です。

○青木所長（JESCO）

2 つ目のご質問のコンデンサのコンクリートにつきましては、基本的には保管事業者さんの判断で処理を推進していただくということかと思えます。周辺ですので、多分 PCB はないかと推察はしますが、事業者さんのほうで分析をして、それが低濃度であれば無害化認定施設に持ってきますし、PCB がなければ普通産業廃棄物で処理するというところで、事業者さんのほうで処理を進めていただくところでございます。

そして、もう 1 つの上のページの表-19 のコア炭化物、短絡事故によりコアが炭化というのがございまして、これは、昨年 10 月か 11 月に、京都の事業者さんなんですけど、私どもの施設に入れまして、今年度中には処理が完了という計画でございまして、説明漏れで申しわけございません。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

ほかにご質問等は。

○上野外部有識者

1 点だけ、ちょっと細かいんですけども教えてください。資料 1-1 の営業活動のほうの総ざらい活動、21 ページなんですけども、2) 番のところ兵庫県の事例をご紹介いた

だいているんですけど、④不明というところがございますよね。これは、多分、所在不明とか連絡をとれないということで、行政代執行の対象になり得るかなと思うんですけど、実際にこれは、会社として倒産というか、もう存在していなくて、ただ、処理対象物自体はあるのかどうかというのはどうなのでしょう。その辺はいかがでしょうか。

○青木所長（JESCO）

これは担当課長のほうからご報告のほうがよろしいかと思っております。

○桑原課長（JESCO）

営業課長の桑原と申します。

ただいまのご質問ですけども、いろんな例がございます。先生が言われたように、実はもう住所そのものに行っても存在しなかったりとかがあります。そういう情報に関しては、やはり私どもだけではもう解決できないということもございますので、この部分に関しては、先ほど所長からも申しましたように、その我々が見つかった情報に関しては、全て自治体さんのほうと情報を共有しまして、そこで一旦、ちょっと可能な限り調べてみるとか、やはり新たに自治体さんに調べていただいて連絡がとれるような形になったというか、転居していたとしても連絡がとれたというようなこともございます。非常に地道な作業にはなりますけども、1件ずつのいろんな事例がございますので、私どもとしては、行政さんにもご足労というか、いろんなご支援をいただいた上で、場合によっては、所在がつかめたところに関しては、同時に立ち入りのときに同行させていただくとか、いろんなケース・バイ・ケースで潰していきたいというふうに思っております。

○谷野課長（大阪市）

ほかによろしいでしょうか。

ほか意見がないようでしたら、次の議題（2）環境モニタリング調査についてということで、大阪市から報告をお願いしますが、時間の関係がありますので簡潔にお願いします。

○中尾課長代理（大阪市）

大阪市環境局産業廃棄物規制担当の中尾でございます。失礼ながら座って説明させていただきます。

それでは、資料2の平成30年度環境モニタリング調査について説明させていただきます。

まず、この調査につきましては、JESCO大阪PCB処理事業所の処理施設の稼働に伴います周辺の大気環境に与える影響についてモニタリングをするということを目的といたしまして、平成17年度のJESCOの操業開始前から、毎年、夏、冬の年2回、定点測定をし

ております。平成 30 年度の調査につきましては、7 月、12 月に実施しております、12 月の調査結果につきましては現在調査中でございますが、7 月の調査結果が出ておりますので、ご報告のほうをさせていただきます。

調査の場所につきましては、例年と同じ 2 カ所でございます。

調査の結果につきましては、一番下、3 番にお示ししておりますとおりでございます、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン等を測定しております。値につきましては、PCB ですと 0.96、0.91 ということで、右端に書いております環境基準値等と比較いたしましても非常に小さい値となっており、同じくダイオキシン類やベンゼン等に関しましても、環境基準値等と比較いたしまして非常に小さい数字となっております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、2 ページ目、3 ページ目のところには、先ほどの 2 地点のこれまでの測定結果につきましてお示しをしております。いずれの項目につきましても、特に数字が上がっているという状況にはなっていないということでございます。

最後、4 ページ目にお示ししておりますのが、ダイオキシン類の測定結果についての経年変化についてグラフ化したものでございます。JESCO、桜島、あと、市内平均の値をあらわしておりますが、こちらにつきましても、操業開始前と比較いたしまして、特に数字が上がっているということにはなっておらず、同等程度で推移しているということでございます。

以上の結果から、JESCO 大阪 PCB 処理事業所による周辺環境への影響はほとんどないということで考えております。

以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ただいまの大阪市からの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

意見がないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

議題（3）ということで、PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組ということで、環境省のほうからご説明をお願いいたします。

○亀井課長補佐（環境省）

環境省廃棄物規制課の亀井でございます。

資料 3 をお手元にご用意ください。PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組について、簡潔にご説明いたします。

それぞれのスライドの右下に、スライドの番号を小さいですが振っておりますので、ご参照ください。

まず、1 枚目のスライドですが、地方環境事務所の体制強化でございます。自治体で行

っていただいている掘り起こし調査の支援ですとか PCB 廃棄物の処分に係る保管事業所への指導強化のために、平成 29 年度から、地方環境事務所に、通常の職員に加えまして、PCB 廃棄物処理に係る専任の任期付き職員を配置してございます。具体的には、電気機器関係ですとか廃棄物関係など、専門性を持つ職員を採用してございまして、自治体、それから関係省庁、JESCO、関係団体等と連携を図るとともに、みずから事業者指導なども実施するなど対応してございます。

平成 31 年度は、近畿地方環境事務所は、下の表にございますが、現状 1 名配置してございましたが、平成 31 年度に 2 名増員の枠をとってございまして、このうち 1 名について今週から募集を開始しているところでございます。引き続き、更なる体制の増強を図っていくこととしてございます。

おめくりいただきまして、2 ページでございます。

都道府県市による掘り起こし調査の支援ということで、具体的には、1 つ目、2 つ目は PCB に関する相談窓口の設置ということでございまして、掘り起こし調査の趣旨ですとか、それぞれの電気工作物等が PCB に該当するかどうか、含有しているかどうかの判別方法、それから処分方法といったことに関する問い合わせ等に対応したりですとか、2 番目としまして、自治体で行っていただく掘り起こし調査の際の調査票の記入方法等に関する問い合わせへの対応をする窓口の設置などの支援を行ってございます。

3 番目から 5 番目は、現地への職員または専門家の派遣ということでございますが、3 番目は、現地において、それぞれの電気工作物等が PCB を含有しているかどうかを見分けたりですとか、現場への立ち入りといったところに専門家や職員が同行するというものを行ってございます。

4 番目と 5 番目は、自治体の担当者様ですとか保管事業者に向けた説明会に行き、見分け方ですとか、そういったところの説明を行うなどの対応を行ってございます。

スライドの 3 つ目でございますが、PCB に関する周知、広報ということでございます。

本年度は、2 月の上旬から 2 週間程度、全国でテレビ CM を予定してございまして、本年度は、照明器具の PCB 使用安定器について、適正処理を促進するテレビ CM、下にイメージ図をお示ししておりますが、どういうところに PCB が使われた器具があつて、処分をいつまでにしなければいけない、処分しないと罰則もあるといったような内容について、全国的にテレビ CM を実施する予定でございます。

また、変圧器・コンデンサについても、来年度以降、各地域の状況に応じて広報を重点的に行ってまいりたいと考えてございます。

次に、4 ページから、先行する北九州事業地域で、既に変圧器・コンデンサの法に基づく処分期間が今年の 3 月に終了してございまして、本年度は行政処分の段階に入っております。その実施状況について簡単に情報共有させていただきたいと思っております。

4 枚目のスライドは、現在の状況でございまして、改善命令または代執行の対象となった事案が、北九州地域全体で今のところ 17 件ございまして、自治体の数でいいますと 11

の県と市でございます。上の青い枠の中でございますが、改善命令を発出した案件が 9 件ございます。具体的には、資金不足ですとか、自治体の指導に現時点で従っていただけてなくて、処分委託を行っていただけていないような保管事業者が 9 件ございまして、これらに対して、速やかに処分を行うよう、改善命令を自治体から出されているところでございます。おおむね、改善命令を出した後に JESCO への処分委託をされておりますが、一部は、改善命令、期限が超過しても処分委託がされていないということで、行政による代執行を実施したのもございます。

次に、赤い枠のほうですが、保管事業者が既に破産しているなどの理由によりまして、処分委託の改善命令を行う相手がいない、不存在というような場合においては、改善命令を行わずに、直接行政による代執行を行ったもの、それから、今後行う予定のものというものがございます。

また、下の紫色の枠の中でございますが、本年度に入っても新たに発覚をする事案というものが少しございます。そういったものについても、速やかな処分委託というものを指導していただいているところがございますけれども、特に、残り 3 カ月ということございまして、今年 1 月以降に新規発覚した場合には、新たに改善命令を行っている時間的余裕もございませんので、直ちに処理意向を確認して、処理の意向が示されなかった場合とか、一定日数以内に処分委託の締結に至らなければ、もう行政代執行を実施するといった運用を行うことになってございます。それから、2 月、3 月に新規発覚した事案も、直ちに行政代執行を実施するという考え方を国のほうで整理いたしまして、北九州事業地域の自治体に通知して、この考え方で進めていただいているところがございます。

スライドの 5 枚目ですが、こうした自治体による代執行を行う場合の財政的な支援ということで、左下の図にございますけれども、国のほうで合計 3 億円、それから、産業界、PCB 使用製品の製造業界のほうで合計 6 億円を拠出したしまして、行政代執行にかかる費用の 4 分の 3 をこの基金から拠出するという財政的支援の枠組みをつくってございます。

おめくりいただきまして、6 ページでございます。

また、都道府県市が行政代執行を行うときに、実務の支援ということで、代執行に係る書類作成の補助ですとか、現場の確認等の補助ということで、専門家の派遣等の支援の業務も行っているところでございます。

7 枚目のスライドでございますが、PCB 廃棄物の適切な処理の推進等に係る予算ということで、一番右上の枠にございますが、平成 31 年度の予算案として 58 億円余り、それから、平成 32 年度の第 2 号補正予算案としまして 23 億円余り、合わせて 81 億円余りの予算を予算案に計上してございます。

事業の概要でございますが、①番につきましては、先ほどご説明いたしました掘り起こし調査の支援、窓口設置とか専門家派遣等でございます。②番につきましても、広報

の実施という予算を確保してございます。それから、③番につきましては、低濃度の PCB 廃棄物についての無害化処理認定制度の着実な運用、それから、全体像の把握に係る調査検討といったような事業の予算も確保してございます。④番につきましては、行政代執行を行うための自治体の負担軽減のための基金の積み立てという予算を計上してございます。⑤番につきましては、先ほど JESCO からご説明がありましたけれども、それぞれの処理施設の設備の点検ですとか補修、更新、それから処理能力向上のための改造等を行うための予算を計上してございます。それから、最後、⑥番としては、この JESCO の処理事業が終わった後の処理施設の PCB の除去ですとか撤去を行うために、あらかじめ、その資金を出資して積み立てているという予算を計上してございます。

8 枚目のスライドは、それとは別に、照明器具の中に PCB が含まれているかどうかの調査ですとか、含まれていた場合に、それを LED 照明に交換していくといった事業に対する補助事業を別途設けてございまして、平成 29 年度から来年度、平成 31 年度までの 3 年で行っているところでございます。

それから、9 枚目のスライドは、従来からの措置でございましてけれども、中小企業者等が PCB の処分を行う際の処分料金の 70%、それから、個人の場合は処分料金の 95%を軽減するための基金を、国と都道府県によりまして拠出してつくっているところでございます。

最後、おめくりいただきまして、10 枚目のスライドは、こちらは平成 29 年度から行っていることでございますが、PCB の保管ですとか運搬、それから処分にかかる費用の資金調達ということで、日本政策金融公庫から低利で貸し付けを行う制度を行ってございまして。平成 31 年度も引き続き、こうした措置を講じることとしてございます。

説明は以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの環境省さんからのご説明について、ご質問等ございませんでしょうか。はい、お願いします。

○上野外部有識者

北九州地区のトランス、コンデンサなんですけれども、3 月末でもう完了ということで、見通しとしては今のところどうでしょうか。4 月以降は、実際にはもうないということでよろしいのでしょうか。その辺の確認をお願いしたいと思います。

○亀井課長補佐（環境省）

北九州事業地域の処分の状況につきましては、変圧器もコンデンサも、合計 99%以上の状況になってございます。3 月までに処理を完了すべく、今、最後の追い込みを行って

いるということで、処理能力的には十分あるところでございますので、あとは、今進めております行政代執行ですとか改善命令、事業者に対する指導とか、そういうところで、速やかに契約、搬入、それから処分という流れに持っていくという、数件でございますけれども、そういった対応を行っているところでございます。

それから、新規発覚の事案につきましても、基本的に掘り起こし調査自体は昨年度までに終わって、処分期間も終わっているところでございますけれども、全体の中で1%とか2%とか、そういった件数でございますけれども、今年度に入っても、やはり見落としがあったということで、新たに出てきた事案もございます。そういったものにつきましても、今、速やかに処分委託をして、搬入、処理というふうに進めていただけるように、指導、それから行政代執行を進めているところでございまして、3月までに完了する見通しでございます。

○谷野課長（大阪市）

ほかによろしいでしょうか。

それでは、これで予定しております議題につきましては以上でございますが、全体を通してご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日、有識者の皆様からご忌憚のないご意見、ご提案をいただきまして、いただいたご意見を踏まえまして、今後の JESCO 大阪事業所での事業運営に反映してまいりたいと思いますので、引き続きご指導のほう、よろしくお願いいたします。

以上で議題のほうを終わりたいと思いますので、司会のほうにマイクをお返しいたします。

○棚橋係長（司会）

皆様方におかれましては、長時間の会議におきましてご意見をいただきまして、ありがとうございました。

なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様と調整の上、決めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。